| | _ | _ |
|---|-----|--------|
| Œ | | |
| ш | | \neg |
| | , , | |

西予市長様

| 申請者 | 住所 |
|-------|------|
| (保護者) | 氏名 |
| | 電話番号 |

西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼在学証明書兼請求書

西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、 下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 生徒の氏名等

| フリガナ 氏 名 | 生年 | 月日 | 年 | 月 | 日生 |
|-------------|--------|----|---|---|----|
| 学校名 | 学 | 年 | | 年 | 組 |

| 2 | - | ±≠ | ウス |
|---|----------------|----|-----------|
| / | \blacksquare | 詰 | 各日 |

| (1) | 補助金交付申請額 | 円 |
|-----|----------|-----|
| | | 1 1 |

(2) バス通学費補助金(前期・後期) 該当するものを で囲む。

| 利用区間 | 定期券等購入金額 | 補助金交付申請額 |
|------|----------|----------|
| ~ | 円 | 円 |
| ~ | 円 | 円 |
| 合 計 | 円 | 円 |

交付申請額は、定期券又は回数券購入費の 1/2 とする。ただし、年間の補助金限度額は、6箇月定期1回分の購入に係る金額とする。

(3) 単車・自転車購入補助金

| 通学距離(片道) | | 単車・自転車購入金額 | 補助金交付申請額 |
|----------|----|------------|----------|
| 自宅から学校まで | km | 円 | 円 |

交付申請額は、単車:2万円、自転車:1万円とする。ただし、申請は在学期間中 それぞれ1回に限るものとする。

3 添付書類

- (1) 購入した定期券の発行証明書又は回数券の売渡証明書の原本又はその写し
- (2) 購入した単車・自転車の領収書の原本又はその写し

| 1 | ᆉᆂᄆᆉᄼᄉᆉᄃᆞ | ١ 🖈 |
|---|-----------|-----|
| 4 | 補助金振込 | ヘカ |

| 振 | 金融機関名 | | 銀行・信用金庫 農協・信用組合 | | | | | 5店 5所 |
|---|-------|-------|--------------------|--|--|--|--|----------|
| 込 | 口座番号 | 普通・当座 | | | | | | |
| 先 | フリガナ | | | | | | | |
| 元 | 口座名義人 | | | | | | | |

口座名義人は、申請者と同一であること。

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号 (7 桁)」 (通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

5 西予市税等納税状況の閲覧・照会の承諾

私は、西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金の交付申請に当たり、西予市税等の納税状況及び生活保護の状況等について閲覧または照会されることに承諾します。

| 由語者 | (保護者) | 罢夕 |
|-----|-------|------------|
| | | = - |

【高等学校記入欄】 これ以降、申請者は記入しないでください。

この申請書は、西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金の交付を西予市から受けるための申請書です。

上記生徒の在学について、以下のとおり証明をお願いします。

| 在学証明書 | | | |
|--------------------------|---|----|---|
| 上記の者が、本校に在籍していることを証明します。 | | | |
| | 年 | 月 | 日 |
| | | | |
| 学校名 | | | |
| | | EO | |

様式第2号(第5条関係)

西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付決定通知書

第 号 年 月 日

樣

西予市長印

年 月 日付けで申請のあった西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金については、次のとおり決定したので、西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

| 1 | 補助金交付額 | 円 |
|---|--------|---|
| 2 | 補助金の区分 | |
| 3 | その他 | 次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。 なお、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 補助金交付の条件に違反したとき。 (2) 提出された書類に偽りの記載があったとき。 (3) その他不正の行為があったとき。 |